

給付認定申請について

(1) 認定区分・種類について

	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	1号認定	教育・保育給付	なし
イ	1号認定(新制度未移行園)	施設等利用給付	
ウ	2号認定/3号認定	教育・保育給付	あり
エ	2号認定/3号認定※	施設等利用給付	

教育・保育給付認定(ア・ウ)は、保育所や認定こども園、幼稚園等を利用する際に必要となる認定です。

施設等利用給付認定(イ・エ)は、預かり保育の無償化を受けるための認定です。それぞれの認定について、保育の必要性が無い場合に「1号認定」、保育の必要性がある場合には、年齢に応じて「2号認定」又は「3号認定」に分かれます。

※[施設等利用給付認定]の3号認定は、満3歳児の市町村民税非課税世帯で、保育の必要性がある方が対象です。

(2) 希望する施設と必要な認定について

希望する施設の種類によって、「申請する認定区分」が異なります。下表でご確認ください。

希望施設等	必要な認定	保育の必要性	対象年齢	申請する認定区分
認定こども園(幼稚園部分) 幼稚園(新制度移行園)	教育・保育給付認定 1号認定	なし	満3~5歳児	ア
上記に加えて、園で実施する預かり 保育を利用する場合	教育・保育給付認定 1号認定 + 施設等利用給付認定 2号認定/3号認定	あり	満3~5歳児	ア+エ
幼稚園(新制度未移行園)	施設等利用給付認定 1号認定	なし	満3~5歳児	イ
幼稚園(新制度未移行園)の教育 時間に加えて、園で実施する預かり 保育を利用する場合	施設等利用給付認定 2号認定/3号認定	あり	満3~5歳児	エ

保育の必要性について

上峰町内に児童と保護者の住所があり、次のいずれかの理由により、家庭でその児童を保育できない場合に限り、上峰町が保育の必要性を認定します。

この理由に該当しない場合、[施設等利用給付認定]新2号認定/新3号認定の認定をすることができません。

▼保育の必要性と認定期間

保育を必要とする理由		認定できる期間
就労 (就労内定を含む)	月48時間以上就労している	就労期間
妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がない	5か月以内(出産月を含む前後2か月間)
育児休業	育児休業取得時に保育施設を利用している子どもが継続利用する	出生した児童が概ね1歳になるまで
求職活動・起業準備	就労の意思があり、求職活動・起業準備を行っている	3か月間
就学	職業訓練校・大学・専門学校等に月48時間以上就学している	就学期間
疾病等	疾病、負傷、又は精神若しくは身体に障害を有している	療養が必要な期間
看護・介護	同居の親族等を常時看護・介護している	看護・介護期間
災害復旧	災害の復旧にあっている	災害復旧の期間
その他	その他特に町長が入所を必要と認めた者。	必要と認める期間

▼保育の必要性を証明する書類 ※きょうだい児の分は同時申請するときは各1部で可

保護者等の状況	必要な書類	追加で添付するもの
仕事をしている	就労証明書	※産休中、育休中の休業期間を勤務先が記載 ※就労内定者…内定通知等の写し 就労開始後1か月以内に「就労証明書」を提出
自営業者		開業届、営業許可証、確定申告書、請負契約書のいずれか1つ写し
農業従事者		確定申告書の写し
出産を予定 療養が必要な疾病や心身に障がいがある	出産・疾病に関する申立書	母子手帳の写し(保護者氏名・出産予定日が確認できる部分) 医師の診断書、障害者手帳の写し (保育できない状況、療養期間がわかるもの)
同居親族等の看護・介護		要看護(介護)者に係る医師の診断書、障害者手帳の写し
学校・職業訓練校等に在学中	在学申立書	在学証明書、学生証、カリキュラムがわかるものの写し
これから仕事を探す 起業準備中	求職状況申立書	雇用保険受給資格者証、ハローワーク受付票の写し ※求職活動状況について、定期的に確認を行います。
祖父母と同居している	同居祖父母の保育状況申立書 入園希望月時点で65歳未満の同居祖父母 分の保育の必要性を証明する書類	